

令和5年第2回

印西市教育委員会定例会会議録

令和5年2月21日（火）

令和5年第2回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和5年2月21日(火)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

印西市部活動地域移行推進協議会設置要綱の制定について

日程第 5 報告第2号

印西市学校給食センター運営委員会の諮問結果について

日程第 6 議案第1号

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 7 議案第2号

印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 8 議案第3号

印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 9 議案第4号

印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

日程第10 議案第5号

印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第11 議案第6号

印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第12 その他

4. 閉 議

5. 閉 会

教育長及び出席委員(4名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	寺 田	充 良
2 番	委 員	鈴 木	裕 枝
3 番	委 員	栃 尾	知 子

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	土 屋 茂 巳
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	伊 藤 章
学 務 課 長	佐 久 間 庸 夫
指 導 課 長	石 川 真 樹 子
学 校 給 食 課 長	海 老 原 裕 之
生 涯 学 習 課 長	鈴 木 圭 一

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	秋 本 康 一
教 育 総 務 課 総 務 係 係 長	荒 川 由 弥
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査	石 原 祐 之

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

それでは、ただいまより令和5年第2回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

議事日程に入る前に、教育長職務代理者の指名についてご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第2項の規定において、「教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」としております。

そのことから、令和5年2月1日付で同規定による職務代理者に寺田委員を指名しましたので、よろしくお願いたします。

続きまして、教育委員会会議における議事進行を行う委員を指名したいと思っております。

印西市教育委員会会議規則第26条の2の規定において、「教育長は、必要と認めるときは、第16条から第18条まで及び第20条から第23条までに規定する職務をその指名する委員に行わせることができる。」としております。

そのことから、その委員として、こちらも職務代理者の寺田委員を指名させていただきます。

なお、教育長職務代理者及び議事進行を行う委員の指名期間につきましては、寺田委員の教育委員としての任期が満了する日までとなりますので申し上げます。

寺田委員
(出席者の報告)

それでは、寺田委員よろしくお願ひいたします。

はい、分かりました。

教育長

まず、最初に出席職員について報告をいたします。

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教育長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教育長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。

ご了承願ひます。

(会議録署名委員の指名)

教育長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番、鈴木委員を指名します。

(会期の決定)

教育長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教育長

日程第3 教育長報告を行います。

それでは、お手元の教育長報告、経過報告から申し上げます。

1月26日木曜日、第7回学校適正配置審議会が市役所で開催され、出席をいたしました。

同日、第24回印西市書道展及び第三部会小・中学校書き初め展がイオンホールであり、見学をしてみいました。

その後になります、同日、第9回市教頭会議が教育センターであり、出席をしてみいました。

27日金曜日、市の総合計画策定本部会議が市役所であり、出席をいたしました。

同日、千教連第2回教育長・教育委員研修会が流山市であり、教育委員の皆様と出席をしてみいました。

29日日曜日、文化財防災訓練が栄福寺であり、出席をいたしました。

30日月曜日、印西市教育委員会児童・生徒表彰式が市役所で挙行され、過去最高の81の個人と団体の小・中学生を表彰いたしました。

2月に入ります。

3日金曜日、第4回学校給食センター運営委員会が中央学校給食センターであり、出席をいたしました。

同日、印教連教育功労者表彰式が成田市であり、出席をしてみいました。印西からは、退職される校長先生2名、教頭先生1名、教員1名の

合計4名の表彰がありました。

その後ですが、同会場で第4回印教連定例常任委員会が開催され、出席をいたしました。

13日月曜日ですが、第7回市校長会議が教育センターであり、出席をいたしました。

14日火曜日、令和5年第1回市議会定例会が開会されました。会期は3月14日まででございます。

同日、令和4年度末教職員人事異動2次面接が栄町であり、出席をしてまいりました。

そして21日火曜日、本日ですが、令和5年第2回教育委員会定例会が開催されております。

行事予定になります。

2月28日火曜日、第11回市教頭会議が教育センターで開催されます。

3月に入りまして、3日金曜日、ケーブルネット296放送番組審議会が酒々井町であり、出席をする予定です。

8日水曜日、政策調整会議が市役所であります。

10日金曜日、中学校の卒業式が市内9か所の中学校で挙行される予定です。

16日木曜日、第8回学校適正配置審議会が市役所で開催されます。

17日金曜日、小学校の卒業式が市内18の小学校で挙行される予定です。

18日土曜日、印西市民アカデミー卒業式・修了式が文化ホールで開催され、出席をする予定です。

20日月曜日、印旛郡市文化財センター第117回理事会が佐倉市であり、出席をする予定です。

23日木曜日、令和5年第3回教育委員会定例会が開催される予定でございます。

以上でございますが、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員
教 育 長

なし

ありがとうございました。

ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、寺田教育長職務代理者をお願いをいたします。

職 務 代 理 者
(報 告 第 1 号)

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

職 務 代 理 者

日程第4 報告第1号 印西市部活動地域移行推進協議会設置要綱の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指 導 課 長

報告第1号 印西市部活動地域移行推進協議会設置要綱の制定について

て。

印西市部活動地域移行推進協議会設置要綱を別紙のとおり制定したので、印西市教育委員会行政組織規則第10条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

では、次のページをご覧ください。

第1条は設置について、第2条の所掌事務につきましては、推進協議会で部活動の地域移行に係る調査研究、情報収集、仕組みづくりのほか、部活動の地域移行に関し、必要な事項を協議いたします。

第3条の組織につきましては、委員は15人以内をもって組織します。学識経験者、印西市スポーツ協会の代表、印西市スポーツ少年団の代表、市内中学校校長代表、保護者の代表等に協議会の委員を依頼する予定でございます。

第4条は守秘義務について、第5条は委員の任期について、委嘱の日から令和8年3月31日までとします。令和8年3月31日までが県の改革集中期間となっていることが理由でございます。

第6条は会長と副会長について、第7条は会議について、第8条は推進協議会の庶務について、教育部指導課が担当いたします。

第9条は委任について、推進協議会の運営に関し、必要な事項は教育委員会が別に定めるとしてあります。

この告示は、令和5年4月1日から施行します。また、この告示は令和8年3月31日限り、その効力を失います。

それでは、部活動地域移行の概要についてまず説明させていただきます。

報告第1号、参考資料の1ページをご覧ください。

まず、部活動を取り巻く環境についてですが、1つ目は少子化に伴い、印西は人口が増加しておりますけれども、全国的に見ると、今後、生徒数の減少により、部員、部活動の減少が予想されています。

2つ目は教師の超過勤務時間についてですが、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインで示す上限45時間を超えている現状がございます。

3つ目はこれまでの部活動は、教師の献身的な支えで成り立っており、専門外の部活動の指導を行わなくてはならない、また、休日も指導に当たらなくてはならない等、教師にとって部活動の指導は大きな負担となっております。

4つ目は少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を社会全体で確保する必要があるといった背景により、部活動の在り方を見直す必要性がございます。

千葉県が示すスケジュールについてですが、運動部活動のみ示されて

おります。

資料の中段をご覧ください。

令和5年度から令和7年度までを改革集中期間として示されております。令和4年度、協議会の設置完了、令和5年度、休日の運動部活動を各市町村1部活以上地域移行、令和6年度、各中学校1部活以上地域移行、令和7年度、各中学校部活動完全地域移行というスケジュールを当初は予定しておりましたが、令和5年度、6年度の実践を踏まえて再考していくということに改められました。令和8年度は準備ができた部活動から平日も地域移行というスケジュールを県が示しております。

次のページをご覧ください。

今年度と次年度の印西市の主な部活動の地域移行に向けた工程についてです。今年度はスポーツ振興課、指導課の両課で検討委員会を設け、協議会設置等について話し合いを重ねてまいりました。次年度は、印西市部活動地域移行推進協議会を年4回実施し、検討を進めてまいりたいと考えております。

それでは、報告第1号 印西市部活動地域移行推進協議会設置要綱について報告させていただきます。

この要綱は、印西市立中学校における部活動の段階的な地域移行に向けた課題に総合的に取り組むため、印西市部活動地域移行推進協議会を設置し、推進協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

職務代理者
各委員
職務代理者

(報告第2号)

職務代理者

日程第5 報告第2号 印西市学校給食センター運営委員会の諮問結果についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校給食課長。

学校給食課長

報告第2号 印西市学校給食センター運営委員会の諮問結果について。

印西市学校給食センター運営委員会に、今後の学校給食費の在り方について諮問した結果、別紙のとおり答申があったので報告する。

令和5年2月21日提出。

印西市教育委員会教育長、 大木 弘。

それでは、審議資料に基づきましてご説明をいたします。

添付しております資料の答申写しをご覧ください。

令和4年第9回印西市教育委員会定例会で可決をいただきました印西市

学校給食センター運営委員会への諮問、今後の学校給食費の在り方について、10月7日開催の令和4年度第2回印西市学校給食センター運営委員会におきまして諮問をし、これまで3回の会議を開催、委員の皆様にご審議をいただき、2月3日開催の令和4年度第4回運営委員会にて本答申をいただきました。

会議では、まず、今回の諮問の趣旨といたしまして、現行の学校給食費小学校1食当たり267円、月額4,620円、中学校1食当たり297円、月額5,140円につきましては、平成26年4月から見直しが行われていないこと、食材価格の高騰により、適正な献立の維持が困難な状況にあること、それらを踏まえ、本市の学校給食費が今後、どのようにあるべきかにつきまして、委員の皆様のご審議を経て答申としてまとめていただきたい旨をご説明いたしました。

また、会議では、本市の学校給食費の変遷や千葉県平均額との比較、近隣自治体の状況、食材価格の高騰がもたらす食材調達への影響などをご説明し、委員の皆様にご適正な学校給食費の額、また、今後の改定タイミング、改定の際の学校給食費の算出方法などをご審議いただきました。

なお、適正な学校給食費の額につきましては、現在、印西市物価高騰対策支援プロジェクトとして、国の新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍以降の急激な物価高騰に向けた賄材料費影響額への公費負担措置を実施しておりますことから、本運営委員会では、コロナ禍前、令和2年4月時点の適正な学校給食費について、様々な算定方法を用いて検証いただきました。

それでは、これから答申を読み上げさせていただきます。

令和5年2月3日、印西市教育委員会様。

印西市学校給食センター運営委員会。

今後の学校給食費の在り方について（答申）。

令和4年10月7日付け、印西教給第193号で諮問のあったこのことについて、当運営委員会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

答申。

長引くコロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の高騰、円安の影響などで、日常生活に密接なエネルギーや食料品等の価格上昇が続いています。

コロナ禍以降の急激な物価高騰等に直面する保護者への負担軽減策については、現在、印西市物価高騰対策支援プロジェクトとして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、賄材料費の高騰分の負担措置を行っていることから、当運営委員会では、コロナ禍前、令和2年4月時点の学校給食費の額について、様々な算定方法を用い

て検証しました。

その結果、総務省が公表する食料の消費者物価指数及び県内自治体の学校給食費平均額の上昇率、7.9%から算出した1食当たり小学校271円、月額4,680円、中学校323円、5,580円が妥当であるとの結論に至りました。本市の学校給食費をこの額に改定することにより、様々な食材を幅広く使用でき、必要な栄養価を満たした彩り豊かな献立の作成が可能になるものと考えます。

附帯意見でございます。

1、学校給食費の改定時期について。

この答申に基づき、学校給食費を速やかに改定し、児童・生徒の保護者に負担を求めるところですが、昨今の急激な物価高騰は市民生活全般に大きな影響を及ぼしており、その対応として、市では市民生活の支援に向けた様々な独自プロジェクトを展開しています。

このような状況を踏まえ、学校給食費においても保護者の経済的負担増加への配慮が必要な時期と考えており、学校給食費の改定については、市として適切な時期を見計らって実施することとし、安定した給食を提供し続けるために、当面の間は公費負担を含めて適切に対応いただきたい。

2、今後の学校給食費の改定方針について。

今後の学校給食費の改定時期については、原則3年毎を基本とし、見直しに向けた検討を計画的かつ定期的に行うこととするが、急激な物価変動があった場合や、県内自治体の学校給食費平均額と著しく乖離する場合には、遅滞なく協議を行うなど、柔軟に対応いただきたい。

また、今後の学校給食費の改定額については、総務省が公表する食料の消費者物価指数や県内自治体の学校給食費平均額などの推移を踏まえながら、栄養バランスや量を保った美味しい給食を提供し続けるために必要な額を算出いただきたい。

答申の内容は以上でございます。

なお、今後の予定でございますが、印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第8条第2項では、学校給食費の額は運営委員会からの答申に基づき、市長と協議をして決定するものとしてされておりますことから、速やかに市長と協議をし、まずは、令和5年度の学校給食費の在り方について方向性を出したいと考えております。

なお、学校給食課といたしましては、本答申の附帯意見を尊重し、令和5年度の学校給食費については、コロナ禍前の物価高騰分、コロナ禍以降の急激な物価高騰分ともに公費負担措置を実施し、児童・生徒の保護者の給食費負担を増やすことなく対応してまいりたいと考えており、その方向で市長と協議を進めてまいります。方向性が決まりましたら、保護者の皆様には、3月中に学校を通じてお知らせをさせていただきます。予定でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

(議案第1号)

職務代理者

日程第6 議案第1号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、ご説明させていただきます。

議案第1号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年2月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、審議資料に基づきご説明させていただきます。

1、改正の要旨でございますが、第13条学務係の部第12号中「スクールバスの運行管理」を「通学支援」に改める。

第14条文化係の部第5号中「文化ホール、」を削り、第5号の次に「(6)文化ホールに関すること。」を加える。

第17条第1項中「教育機関」の次に、「(指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が管理するものを除く。)」を加える。

第17条第3項中「教育機関」の次に、「(指定管理者が管理するものを除く。)」を加えるものでございます。

次に、2、改正の理由でございますが、分掌事務の見直しによるもの、また、文化ホールの管理について、指定管理者を指定したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、3、施行期日は、令和5年4月1日といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第1号について採決します。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

(議案第2号)

職務代理者

日程第7 議案第2号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、ご説明させていただきます。

議案第2号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年2月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、審議資料に基づきご説明させていただきます。

1、改正の要旨でございますが、別表中印西市文化ホール館長之印の項を削るものでございます。

次に、2、改正の理由でございますが、印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則、令和4年教育委員会規則第11号の施行により、文化ホールの管理運営は指定管理者が行うことから、文化ホール館長之印を必要としないためでございます。

次に、3、施行期日は、令和5年4月1日といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

各 委 員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第2号について採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各 委 員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(議案第3号)

職務代理者

日程第8 議案第3号 印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学 務 課 長

議案第3号 印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年2月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それではご説明いたします。

議案第3号審議資料をご覧ください。

1、改正の要旨につきましては、就学援助費の支給方法を校長を經由して保護者に現金で支給する方法から保護者の指定する預金口座へ振り込む方法に変更するものでございます。また、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の理由といたしましては、学校での現金の取扱いを減らすものでございます。

3、施行期日は令和5年4月1日でございます。

4、新旧対照表をご覧ください。改正箇所につきましては、第1条中「認められる児童生徒」の次に、「及び入学予定者」を加える。

第9条第1項中「及び受領等」を削り、同条第2項中「委任状(別記第3号様式)」を「委任状兼口座振込依頼書(別記第3号様式)」に改める。

第11条第1項中「校長を經由して」を削り、「に支給する」を「の指定する預金口座に直接振り込む」に改め、同項に次のただし書き加える。

ただし、校長が必要と認め教育長が承認した場合は、校長を經由して児童・生徒認定者に支給するものとする。

第11条第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「第2項及び前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第12条の見出し中「及び報告」を削り、同条第2項を削る。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第5号様式を次のように改める。

最後に附則としまして、この規則は令和5年4月1日から施行するとします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第3号について採決します。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

職務代理者
各 委 員
職務代理者

各 委 員
職務代理者

(議案第4号)

職務代理者

日程第9 議案第4号 印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

議案第4号 印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年2月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それではご説明いたします。

議案第4号審議資料をご覧ください。

1、改正の要旨につきましては、就学奨励費の支給方法を校長を経由して保護者に現金で支給する方法から保護者の指定する預金口座へ振り込む方法に変更するものでございます。また、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の理由といたしましては、学校での現金の取扱いを減らすためでございます。

3、施行期日は令和5年4月1日でございます。

4、新旧対照表をご覧ください。改正箇所につきましては、第8条第1項中「及び受領等」を削り、同条第2項中「委任状(別記第5号様式)」を「委任状兼口座振込依頼書(別記第5号様式)」に改める。

第10条第1項中「校長を経由して」を削り、「に支給する」を「の指定する預金口座に直接振り込む」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、校長が必要と認め教育長が承認した場合は、校長を経由して受給者に支給するものとする。

第10条第2項を削り、第3項を第2項とする。

第11条の見出し中「及び報告」を削り、同条第2項を削る。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第7号様式を次のように改める。

最後に附則としまして、この規則は令和5年4月1日から施行するとします。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

各委員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第4号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
職 務 代 理 者

異議なし
異議なしと認めます。
したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

(議案第5号)
職 務 代 理 者

日程第10 議案第5号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

それではご説明させていただきます。

議案第5号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和5年2月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、審議資料に基づきましてご説明させていただきます。

1、改正の要旨でございますが、別表の2、個別専決事項第5号の表中、文化ホールに関する業務について、別記のとおり改めるものでございます。

次に、2、改正の理由でございますが、文化ホールの管理について、指定管理者を指定したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、3、施行期日は令和5年4月1日といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

職 務 代 理 者
各 委 員
職 務 代 理 者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第5号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
職 務 代 理 者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(議案第6号)
職 務 代 理 者

日程第11 議案第6号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

それではご説明させていただきます。

議案第6号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和5年2月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、審議資料に基づきご説明いたします。

1、改正の要旨でございますが、別表第2中印西市文化ホールの項を削るものでございます。

次に、2、改正の理由でございますが、印西市文化ホールの管理について、指定管理者を指定したことに伴い、印西市文化ホールの文書記号を除くものでございます。

次に、3、施行期日は令和5年4月1日といたします。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第6号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

(その他)
職務代理者

日程第12 その他について、何かございますか。

学務課長。

学務課長

それでは、令和4年度小・中学校及び幼稚園の卒業式・卒園式の日程と出席者につきまして、お願いいたします。

一覧のとおりでございますが、委員の皆様にもご出席をお願いしたいと思っております。受付時間もご確認ください。現時点で今年度の卒業式・卒園式はコロナ感染予防対策をとった上で、コロナ禍前の形態で実施ということになりますが、教育委員会告辞につきましては、コロナ感染対策として時間短縮のため、登壇、読み上げは行わず、教育委員会からお祝いのメッセージを書面で配付することといたしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

また、当日ですが、まだコロナの感染状況が続いておりますので、来賓の皆様にもマスクの着用等をお願いしたいと思います。

説明は以上になります。

職務代理者

指導課長。

指導課長

では、続きまして、イングリッシュアカデミージャンプ、中学生海外派遣研修の代替研修について説明させていただきます。

新型コロナウイルスの影響により、今年度、中学生海外派遣を実施することができませんでしたので、その代替研修として次のとおり行います。

まず、日時ですが、令和5年3月18日土曜日、午前9時半から12時まで。場所ですが、本埜中学校。対象及び人数につきましては、中学1年生及び2年生の12名です。

講師は、ALT派遣会社に13名のALTの協力を依頼しております。

目的ですが、外国への興味を喚起し、外国人と英語で対話することの必要性及び楽しさを実感してもらいます。

費用につきましては、実費負担として300円となります。

活動内容は、海外留学疑似体験ツアーです。活動の流れとしましては、まず、旅行代理店での応答、飛行機内にて客室乗務員との応答、入国審査にて入国管理官との応答、ホームステイファミリーとの生活体験、ホストファミリーへの手紙作成、ホストファミリーとのお別れの際に手紙を渡す、閉会行事として集合写真、アンケートというような流れを予定しております。

会場使用の想定につきましては、図のほうをご覧ください。

説明は以上でございます。

職務代理者

ありがとうございます。

質疑はございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員

この取組、大変すばらしい取組だなと資料を拝読して感じました。

1点確認したいのですが、活動の流れの(4)ホームステイファミリーとの生活体験、これは具体的にどういったものを想定しておりますか。

職務代理者

指導課長。

指導課長

ホストファミリーと生活する中での会話というのを担当のほうで考えていると聞いております。

職務代理者

鈴木委員。

鈴木委員

大変すばらしい取組と感じたんですけれども、時間的に午前9時半から12時までということで、ちょっと短いかなという気がいたします。

先ほど質問させていただいた中で、(4)の生活体験、まだ恐らくご検討中なのかと思いますけれども、せめてお昼を挟んで、一緒に何か料理をするであるとか、生活に密着したということであれば、一緒に家庭の中で掃除をするであるとか、洗濯をするであるとか、本当にそうした暮らすというようなところから一緒に会話を学んでいくということも必要かと思いました。

参加される生徒が12名に対して、ALTの派遣会社から13名の講師の方が来てくださるということは、至れり尽くせりで、参加した生徒は貴

重な体験ができると思います。内容の濃いものにするために、こうした疑似体験というのも内容をさらに充実して、もし同じようなやり方でやるのであれば、次年度はもう少し長めの時間を取って、ホストファミリーとの時間を長く取れるような内容にされると、もっと発展的なものができるのかなと感じました。

参考意見とさせていただきます。

職務代理者
指導課長

指導課長。

ありがとうございます。

当初、午前午後の2部制で、定員30名ずつを計画しておりましたが、参加人数が12名ということで、午前のみとなりました。今後、ご意見を参考にさせていただき、より充実したものにしていきたいと思います。

職務代理者
各委員
職務代理者

ほかに、その他何かございますか。

なし

それでは、日程第12 その他を終わります。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願ひします。

教育長

ありがとうございます。

それでは、最後に事務局から次回教育委員会会議の開催日等について、連絡がございます。

教育総務課長、お願ひします。

教育総務課長

それでは、次回、令和5年第3回印西市教育委員会定例会につきましては3月23日木曜日、午後1時30分からこちら41会議室で行う予定でございます。

なお、次回定例教育委員会の終了後、改修工事等が完了いたします滝野中学校及び原山中学校の学校施設の訪問を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

(閉議の宣告)
教育長

そのほかございますか。

ないようですので、以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

(閉会の宣告)
教育長

以上をもちまして、令和5年第2回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(14時49分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年2月21日

教 育 長 大 木 弘

署 名 委 員 鈴 木 裕 枝